令和８年（フ）第２３３８号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町53番地28　ウィンベルソロ保土ケ谷第一　404号
債務者　守屋　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６１号
広島市安佐南区中須１丁目５―13、住民票上の住所広島市安佐南区中須１丁目１番12―1201号
債務者　栗本　　壮
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８７号
広島県廿日市市大野874番地１　226
債務者　門岡　信行
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
大分県杵築市大字杵築747番地２　ボヌールメゾンＢ棟101
債務者　阿部愛理奈（旧姓川野）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第１０８５号
広島市安佐南区大町東１丁目11番18―606号
債務者　福原　智子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０６号
広島市中区舟入本町３番12―401号
債務者　二井　夏恋
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３０号
山口県防府市西仁井令２丁目８番６号　ソレアードＢ102
債務者　ＦＳＧウェストジャパンこと　中島　和彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９８号
山口市平井362番地７　ビバリーハウス平川Ｂ103号、申立時の住所山口市下小鯖2718番地１
債務者　富田ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
熊本県八代市迎町二丁目５号11番地
債務者　坂下　葉月
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１０５６号
広島市南区比治山本町５番30―402号
債務者　林　あけみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１３号
熊本市北区兎谷２丁目14番１号
債務者　堤　　直也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４３号
熊本市北区麻生田３丁目４番126号
債務者　折口　美香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８４２号
広島市南区丹那新町20番５―204号
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19―８　下栗市営住宅８号棟15号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市白沢町1109番地３
破産者　齊藤　承一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２０７９号
千葉県流山市駒木447番地の13
破産者　株式会社Ｆｉｒｓｔ　Ｓｉｇｈｔ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２７７号
千葉県船橋市東船橋３丁目23番11―210号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山５丁目35番３号　コンソルテⅡ―102号
破産者　宮脇　悠徳
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
千葉市中央区弁天３丁目２番22号　Ｄ―ＲＯＯＭ弁天３丁目Ａ102号
破産者　神月　晃汰
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係